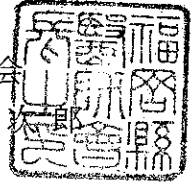




福岡医発第1870号(地)
平成15年1月17日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 関原敬次郎



小児救急遠隔医療設備整備事業について

初春の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記補助事業につきまして、日本医師会より通知がありましたのでお知らせいたします。

本事業は、本年度補正予算として設けられたものであり、休日・夜間に診療を行う医療機関（依頼側医療機関）が、小児の救急患者を受け入れた際、情報通信機器を活用し、肉眼的画像、病理診断、X線画像等を遠隔地の医療機関（支援側医療機関）に伝送し、小児科専門医の助言を受けられるようにするものであります。

つきましては、貴職におかれましてもご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、補助先医療機関については、別紙要綱のとおり、救急病院、救急診療所、在宅当番医制参加診療所、病院群輪番制病院等であり、事業主負担は4分の1となりますので、関係市町村とよく協議の上、事業をすすめられますようお願いいたします。

(地1172)

平成15年1月9日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

羽生田 俊

小児救急遠隔医療設備整備事業について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

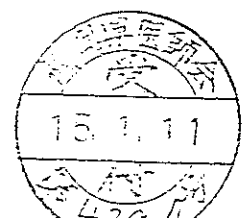
さて、小児救急医療に関する国庫補助制度につきましては、従来から、本会よりその拡充を政府・与党に求めているところであります。

今般、本年度補正予算として、小児救急遠隔医療設備整備事業が設けられ、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛に事務連絡通知が送付されております。

本事業は、休日・夜間に診療を行う医療機関（依頼側医療機関）が、小児の救急患者を受入れた際、情報通信機器を活用し、肉眼的画像、病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関（支援側医療機関）に伝送し、小児科専門医の助言を受けられるようにするものです。

補助先医療機関のうち、依頼側医療機関とは、救急病院・診療所及び休日夜間急患センター・在宅当番医制参加診療所・病院群輪番制病院等であり、事業者負担は4分の1となります。

本事業は補正予算につき日程に余裕がなく誠に恐縮ですが、貴会及び貴会管下郡市区医師会におかれましては、早急にご検討いただきますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡
平成14年12月13日

各都道府県衛生主管部(局)
小児救急医療主管課長 殿

厚生労働省医政局
指導課課長補佐

平成14年度補正予算要望（遠隔医療）事業について

平成14年度補正予算については、別添のとおり、先般11月27日（水）財務省に対し要望を行ったところである。

ご存じのとおり、小児救急医療体制の整備については、休日・夜間の医療機関に勤務する小児科医が少ない等の理由から国庫補助事業である小児救急医療支援事業や小児救急医療拠点病院に参加する医療機関の確保に困難を来している地域が存在しており、小児救急医療の提供体制の早期確立を、11月25日（月）の全国小児救急医療関係主管課長会議でお願いしたところである。

今般の補正予算要望事業は、各都道府県が従来から実施している初期・二次・三次救急医療体制の中で、情報通信機器を活用し、小児科専門医による助言を受けることにより、小児救急患者に適切な医療を提供するものであり、限られた医療資源を効率的に活用するものである。

については、貴職管内の小児救急医療体制の状況等を十分考慮し、当該事業を積極的に活用されるよう早期取り組みをお願いしたい。

なお、当該補正予算要望の決定は、平成15年度予算編成時期との情報であり、予算額等未確定要素はあるが、取り急ぎ、実施要綱（案）、交付要綱（案）を送付するので、参考とされたい。

別 紙

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱

第1 遠隔医療設備整備事業

1 目 的

この事業は、通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保を目的とする。

2 実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者。

3 事業内容

情報通信機器を活用することで、病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の助言による適切な対応を可能とする。

また、医学的管理が必要な慢性疾患であって地理的理由等により往診、通院が困難な患者、がん末期患者、人工呼吸器装着患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して遠隔地からの医療支援を行う。

4 整備対象

遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む）の購入経費

第2 小児救急遠隔医療設備整備事業

1. 目 的

この事業は、休日・夜間に診療を行う医療機関が情報通信機器を活用し、肉眼的映像、病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、小児科専門医の助言を受けることにより、小児救急患者に対する適切な医療を提供し、小児救急医療の地域格差の是正や医療資源の効率的活用に資することを目的とする。

2. 実施主体

都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者

3. 補助先

(1) 支援側医療機関

休日・夜間、小児科医が常勤している病院

(2) 依頼側医療機関

- ① 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき認定された救急病院又は救急診療所
- ② 「救急医療対策の整備事業について（昭和52年医発第692号）」に規定された休日夜間急患センター、在宅当番医制に参加している診療所、病院群輪番制病院（病院群輪番制に参加している有床診療所を含む。）又は共同利用型病院
- ③ その他厚生労働大臣の認める医療機関

4. 整備基準

- (1) 原則として、支援側医療機関と複数の依頼側医療機関で一体的に情報通信機器を整備する。
- (2) 休日・夜間に実施する遠隔医療の事業内容や運用時間等については、地域の実情に応じて、支援側医療機関と依頼側医療機関との間で取り決めるものとする。

5. 整備対象

遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等（ソフトウェアの導入を含む）の購入経費

医療施設等設備整備費補助金交付要綱

医療施設等設備整備費補助金交付要綱（小児救急遠隔医療 変更部分）

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）が設置する設備の整備事業（(14)、(24)、(39)ウ、(40)、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第12条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

（39）遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

イ 市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

ウ 都道府県が行う小児救急遠隔医療設備整備事業

エ 市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う小児救急遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次の（1）から（5）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（39）ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

（39）ウ 都道府県が行う小児救急遠隔医療設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(7) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所設備整備事業

(39) エ 都道府県が補助する小児救急遠隔医療設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備整備事業 (コンピュータ等)	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔画像診断装置 (1) 支援側医療機関 ア テレパソロジー 4,389千円 イ テレラジオロジー 15,645千円 (2) 依頼側医療機関 ア テレパソロジー 13,553千円 イ テレラジオロジー 14,180千円 2 在宅患者用遠隔医療装置 7,875千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	2 分の 1	1 か所につき 150,000円
	小児救急遠隔医療設備整備 (コンピュータ等)	1 か所当たり 1 支援側医療機関 23,934千円 2 依頼側医療機関 (1) 病院 27,835千円 (2) 診療所 22,055千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)	遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等のコンピュータ及び付属機器等購入費		二

計画年度	年度
------	----

1. 医療施設の概要

開 設 者 名	施 設 名	所 在 地
常勤小児科医数(平成15年1月1日現在)	人	小児科医の当直体制
病院群輪番制実施地域	該 当 ・ 非 該 当	人

品 目	規 格	員 数	単 価 円	金 額 円	備 考

施 設 名	施 設 名

施設名	施設名

[依頼側医療機関]

1. 医療施設の概要

開 設 者 名	施 設 名		所 在 地	
救 急 告 示 年 月 日	年	月	日	種 別
				ア イ ウ エ オ カ

2. 整備内訳

品 目	規 格	員 数	単 価 円	金 額 円	備 考

3. ネットワークを構築する支援側の医療施設名

施 設 名	施 設 名

4. 機器を貸与する医療機関名（機器を支援側の分も含めて整備し、かつ支援側に貸与する場合）

施設名	施設名

5 整備事業の概要（現状、全体計画等）



(作成要領)

[支援側医療機関]

1. 医療施設の概要

- ・ 小児科医の当直体制は前年度実績の1日平均とすること。
- ・ 病院群輪番制実施地域は該当するものに○を付すこと。

2. 整備内訳

- ・ 単価及び金額には、消費税を含んだ額を記入すること。
- ・ 備考欄には、テレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等の区分を記入すること。
- ・ 機器を依頼側に貸与する場合は、該当する機器の備考欄にその旨を明記すること。

3. 整備事業の概要

- ・ 整備事業の概要については、現状、全体計画等について具体的に記載すること。

[依頼側医療機関]

1. 医療施設の概要

- ・ 種別欄には、該当する記号に○を付すこと。
 - ア・救急病院等を定める省令等（昭和39年厚生省令第8号）に基づき認定された救急病院又は診療所
 - イ・休日夜間急患センター
 - ウ・在宅当番医制に参加している診療所
 - エ・病院群輪番制病院
 - オ・病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院
 - カ・その他

2. 整備内訳

- ・ 単価及び金額には、消費税を含んだ額を記入すること。
- ・ 備考欄には、テレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等の区分を記入すること。
- ・ 機器を支援側に貸与する場合は、該当する機器の備考欄にその旨を明記すること。

3. 整備事業の概要

- ・ 整備事業の概要については、現状、全体計画等について具体的に記載すること。

[提出にあたっての注意事項]

1. 救急医療体系図（当該システムでカバーされる地域を明示）を必ず添付すること。
2. 見積書、概念図等の参考資料を適宜添付すること。
3. 本計画書については、施設毎に作成し、都道府県において、支援側と依頼側をペアとして取りまとめ、ネットワーク単位で提出すること。